

平成 30 年 7 月 11 日

日本貸金業協会

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害で被災された皆さまへ

今回の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害におきましては、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県等を中心として甚大な被害が生じており、被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

こうした極めて深刻な事態を受け、日本貸金業協会といたしましては、被害に遭われた利用者の方々の相談窓口を開設しております。

借入・返済などでお困りの方は一人で悩まず、下記の苦情・相談窓口へご連絡ください。

苦情・相談窓口 0570 - 051 - 051 貸金業相談・紛争解決センター

(IP 電話・PHS からは 03 - 5739 - 3861)

受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日、12/29 ~ 1/4 除く)

以 上